

鹿屋市告示第311号

鹿屋市地域生活支援事業実施規則（平成30年鹿屋市規則第5号）第10条第3項の規定により、次のとおり鹿屋市地域生活支援事業実施事業者の指定をした。

令和8年5月15日

鹿屋市長 郷原 拓男

申請者	名 称	株式会社 純隆
	主たる事務所の所在地	鹿児島県鹿屋市川西町4300番地3
	代表者の職・氏名	代表取締役 吉留 幸一郎
事業所	名 称	はっぴーoneⅡ
	所 在 地	鹿児島県鹿屋市川西町4461番地14
指定年月日	令和8年6月1日	
事業の種類	日中一時支援事業	
主たる対象者	身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者	